

## 考慮すべき行政の特質

(「東京都の新たな公会計制度(平成18年4月・東京都)」より抜粋)

現在、民間企業においては、企業会計原則を始めとする数多くの会計基準に従って会計処理が行われている。しかし、これらの基準をそのまま行政における複式簿記・発生主義会計の処理基準とすることは適当ではない。それは、以下に述べるような行政固有の特質があるためである。

### ア 存立目的の相違

民間企業は営利を目的として設立される法人であり、経済活動によって利益を獲得しその利益を出資者へ分配する。したがって、企業にとっては利益の獲得が最も重視される。このため、収益と費用との対応、資本と利益の区分という概念が重要となる。一方、自治体は利益の獲得ではなく住民福祉の向上を存立目的としている。したがって、行政活動を収益とそのために要した費用という概念だけでとらえることは適当ではない。

### イ 予算統制の重要性

自治体の活動は、住民福祉の向上のため、強制的に徴収した税を再配分するという性格を持っている。そのため、自治体は、税の配分の在り方について議会の議決を事前に得て、その範囲内で予算を執行することが求められる。すなわち、自治体では、自らの経営判断により柔軟に資源を運用する企業とは異なり、予算によってあらかじめ資源の用途を限定することが重視されている。

### ウ 主たる収入である税の非対価性

企業においては、その経済活動と獲得される収益との間に、直接的な対価性がある。一方、自治体は、その主たる財源である税を法令に基づき強制的に徴収しており、その税収と個別の行政活動自体とは、直接的な対価性を持たない。

### エ 将来の収入を見込めない資産の存在

企業の貸借対照表上の資産は、活用又は売却等により、現金収入を生み出し得るものである。しかし、自治体においては、道路・橋梁等の社会資本に代表されるように、住民福祉の向上のため将来にわたり維持していくことが必要であり、売却が不可能な資産を大量に保有している。